

令和2年4月13日

保護者の皆様へ

港区立中之町幼稚園

園長 大橋 美都子

緊急事態宣言の発令に伴う子育てサポート保育（預かり保育）  
利用の自粛のお願いについて

国は、令和2年4月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を発令し、国民に対し可能な限りの外出の自粛を求めています。

また、東京都は緊急事態宣言を受け、都内全域を対象に外出の自粛を要請しています。

緊急事態宣言の発令、都内における感染拡大の状況など、新型コロナウイルス感染症の脅威からお子様をはじめ、ご家族の生命や健康、安全安心な生活を守るため、区立幼稚園については、令和2年5月6日まで臨時休業期間としました。臨時休業期間中の子育てサポート保育（預かり保育）につきましては、保護者の方が医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方（警察、消防、公共交通機関に勤務する場合など）である場合や、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な方で子どもの保育が必要な場合を除き、利用の自粛をお願いいたします。

上記に該当する保護者の方は、利用前に必ず園に申し出てください。